

## 栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者とする。

### (交付の目的)

第3条 この補助金の名称、交付目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助率、補助限度額は次の表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	補助率	補助限度額
栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金	海外見本市への出展や海外電子商取引等に要する経費の一部を補助することによって、県内中小企業等の海外展開を促進し、県内経済の活性化を図る。	別表1のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	補助対象経費の4分の3以内	一事業者（グループ）あたり 500千円

2 補助対象経費の区分については別表2のとおりとし、国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受けているものを除く。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者となる者（以下「補助事業者」という。）、は次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 栃木県内に本社又は事業所を有する中小企業者又はそのグループ
- (2) 県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できる者

### (補助事業期間)

第5条 補助事業期間は、交付決定日から2月末日までとする。

### (事業計画書等の提出)

第6条 支援を受けようとする中小企業者は、次の表に定めるところにより、必要書類を提出するものとする。

提出すべき書類の名称	様式	添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金事業計画提出書	様式第1	①事業計画書 ②収支予算書 ③積算金額の根拠書類 ④企業概要が分かる資料 ⑤納税証明書	様式第2 様式第3	1部 1部 1部 6部 1部	知事が別に定める 期日

2 第4条第1項第1号に規定するグループが事業を実施する場合は、構成員の中から代

表者を選定し、代表者名で申請するものとする。代表者は前項の書類とともに、グループの構成等について（様式第4）を添付するものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、やむを得ない事由により交付の決定前に補助事業に着手しようとする場合においては、事前着手届（様式第5）を知事に提出しなければならない。
- 4 第1項の事業計画書等の提出にあたっては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は減額して記載しなければならない。ただし、提出時において当該消費税及び地方消費税が明らかでないものについては、この限りではない。

（事業計画書等の評価）

第7条 前条により提出のあった事業計画書等については、別に定める評価委員会において、内容の評価を受けるものとする。

- 2 知事は、評価委員会の報告を受け、各事業計画の採択の可否を決定し、事業計画書等を提出した中小企業者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付申請書	様式第6	①事業計画書	様式第2	1部	知事が別に定める 期日
		②収支予算書	様式第3	1部	
		③積算金額の根拠書類		1部	
		④企業概要が分かる資料		1部	
		⑤納税証明書		1部	

（交付決定）

第9条 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行う。なお、全体の採択状況により、交付決定額は申請額から減額することがある。

（補助の条件）

第10条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第7）を知事に提出し、承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ補助事業中止等承認申請書（様式第8）を知事に提出し、承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅滞等報告書（様式第9）を知事に提出し、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことがある。

（軽微な変更）

第11条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すこ

となく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合であり、補助事業に要する経費の 20 パーセント以内の変更とする。

(状況報告)

第 12 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、知事が別に定める期日の時点における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第 10)により期日の 15 日後までに、知事に提出して行わなければならない。ただし、補助事業期間が 6 ヶ月未満となる場合においては、この限りではない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金実績報告書	様式第 11	①事業実績書	様式第 12	1 部	知事が別に定める期日
		②収支決算書	様式第 13	1 部	
		③費用明細書	様式第 14	1 部	
		④事業実施状況を示す書類、写真等		1 部	
		⑤支出状況を示す請求書、領収書等		1 部	

(完了検査)

第 14 条 知事は、前条の実績報告書が提出された後、完了検査を行うものとする。

2 完了検査において、事業計画書、実績報告書、事業実施結果に相違があると認められる場合には、補助対象外とする。また、補助事業の証拠書類に不備がある場合には、補助対象外経費とし補助金を減額することがある。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者が規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金概算払請求書	様式第 15	交付決定通知書の写し	1 部	知事が別に定める期日

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、国の交付金等の額の確定後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第 17 条 知事は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(帳簿の備付等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、産業労働観光部長が別に定める。

附則

この要領は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行する。これに伴い、栃木県海外見本市等出展支援事業費補助金交付要領 (平成 27 年 7 月 17 日告示) は廃止する。

附則

この要領は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象経費
<p>1 海外見本市等出展支援事業 (オンラインを含む)</p> <p>【主な事業内容】 海外の見本市等へ出展し、商談等を行う。</p>	<p>(1) 出展料 (2) ブース装飾費 (3) 備品レンタル費 (4) 輸送費 (5) 通訳費 (6) 外国語版 PR 資料作成費 (デジタルコンテンツ含む)</p> <p>※(1)(2)については、県ブースを出展する見本市等は対象外</p>
<p>2 海外電子商取引事業</p> <p>【主な事業内容】 海外 EC サイトやマッチングサイト等デジタルの活用により、海外展開を行う。</p>	<p>(1) 海外 EC サイト出店に係る初期登録費用及び月額出店料 (最大 6 ヶ月分) (2) 海外 BtoB マッチングサイト初期登録費用及び基本利用料 (最大 6 ヶ月分) (3) 外国語版ホームページ作成費 (4) 外国語版デジタルコンテンツ作成費</p> <p>※(1)(2)については、新規出店に限るものとする</p>
<p>3 海外向け商品開発・改良事業</p> <p>【主な事業内容】 海外仕様の商品開発や改良を行う。</p>	<p>(1) 企画・デザイン料 (2) 翻訳料 (3) 印刷製本費 (4) 専門家謝金・旅費</p>
<p>4 国際規格・認証取得支援事業</p> <p>【主な事業内容】 付加価値のある商品づくりのため、オーガニックやハラール等の認証を取得する。</p>	<p>(1) 申請・出願手数料 (2) 代理人費用 (3) 翻訳料 (4) 専門家謝金・旅費</p> <p>※更新時は除く</p>

別表 2 (第 3 条関係)

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費
販路開拓事業費	出展料、ブース装飾費、備品レンタル費、通訳費、外国語版 PR 資料作成費、海外 EC サイト出店に係る初期登録費用及び月額出店料 (最大 6 ヶ月分)、海外 BtoB マッチングサイト初期登録費用及び基本利用料 (最大 6 ヶ月分)、外国語版ホームページ作成費、外国語版デジタルコンテンツ作成費、企画・デザイン料、翻訳料、申請・出願手数料、代理人費用等
事務運営費	輸送費、印刷製本費等
委託費	事業の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げる者のほか、知事が認める経費